

利用料金

医療法人社団新風会 マツミクリニック

< 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション >

— 令和6年6月1日現在 —

(1) 介護保険給付対象サービス

【料金表】

介護保険負担額…1割負担の場合

	種類		自己負担額
要 介 護	訪問リハビリテーション費※1	1単位20分につき	308円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1単位20分につき	6円
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1単位20分につき	3円
	短期集中リハビリテーション実施加算※4 （退院・退所日又は認定日～3月以内） 1週につき原則2日以上、1日当たり20分以上	1日につき	200円
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 （退院・退所日又は訪問開始日から3月以内） 1週に2日を限度	1日につき	240円
	リハビリマネジメント加算（イ）	1月につき	180円
	リハビリマネジメント加算（ロ）	1月につき	213円
	事業所の医師が計画の説明を行い同意を得た場合	1回につき	270円
	口腔連携強化加算	1月につき	50円
	退院時共同指導加算	1回につき	600円
	移行支援加算	1日につき	17円

	種類		自己負担額
要 支 援	介護予防訪問リハビリテーション費※2	1単位20分につき	298円
	介護予防訪問リハビリテーション費※3 （利用開始より12月を超えるもの）	1単位20分につき	268円
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1単位20分につき	6円
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1単位20分につき	3円
	介護予防短期集中リハビリテーション実施加算※4 （退院・退所日又は認定日～3月以内） 1週につき原則2日以上、1日当たり20分以上	1日につき	200円
	退院時共同指導加算	1回につき	600円

※1 訪問リハビリテーション費に関して、当事業所医師による定期的な外来受診、往診がない場合、258円となります。

※2 介護予防訪問リハビリテーション費に関して、当事業所医師による定期的な外来受診、往診がない場合、248円となります。

※3 介護予防訪問リハビリテーション費に関して、当事業所医師による定期的な外来受診、往診がなく、かつ利用開始より12月を超えてサービスを提供する場合、218円となります。

※4 短期集中リハビリテーション加算

退院・対処日又は認定日から3月以内：1週間につき概ね2日以上、1日当たり20分以上
介護予防短期集中リハビリテーション加算

退院・退所日又は認定日から1月以内：1週間につき概ね2日以上、1日当たり40分以上

退院・退所日又は認定日1月越え3月以内：1週間につき概ね2日以上、1日当たり20分以上

(2) 交通費

- ・事業の実施地域にお住まいの方は交通費無料です。
- ・それ以外の地域にお住まいの方は交通費実費が必要となります。

通常実施地域を超えて概ね片道10km未満・・・100円 10km以上・・・200円

(3) その他の費用

- ・サービスの実施に必要な居宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者様の負担となります。
- ・その他訪問リハビリテーションに必要な材料費、交通費等は、利用者様の実費負担となります。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

(4) 利用料等のお支払い方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までに窓口にてお支払いください。
お支払いいただきますと領収書を発行いたします。